
中国向けイヌマキの輸出について

令和元年6月

農林水産省

1. 日本産イヌマキのリスク評価

中国側の要請

- (1) 日本産イヌマキから多くの病害虫が発見されており、検疫上のリスクが高い。
- (2) 中国は、次回の予備調査の実施に先立ち、日本と協力してイヌマキのリスク評価を実施予定であり、関連情報の提供を要請。

日本側の対応方針

- (1) 中国側が土付き植物のリスク評価を実施することは、国際協定上正当であり、日本側としては、早期に輸出環境を整えるため中国側のリスク評価に協力。
- (2) しかしながら、土付きイヌマキのリスク評価には長い時間を要すること、非常に厳しい措置が求められることが考えられる。
- (3) このため、土付きイヌマキに対応しつつ、根洗いをする手間等はあるが、実際に台湾向けに行われている土を除去して輸出することも提案し、協議を行う。

現在の状況

- (1) 土壌が付着していることは、日本産イヌマキの対中輸出における最大の検疫リスクであり、最も容易に病害虫の感染リスクを引き起こすもの。
- (2) 土の輸入は法律により、原則として禁止。土付きイヌマキについては、土壌除去以外に病害虫リスクが防止できる非常に厳しい措置を導入することが前提条件。
- (3) 土なしイヌマキは、本年夏(7月中下旬を目途に調整中)、中国検査官が訪日し、予備調査を実施するとともに、根洗いによる新たな検疫措置を確認。

2. 土なしイヌマキの新たな検疫措置(暫定)

今後、日中間で中国向け日本産イヌマキ輸出に関する新たな検疫措置を定める規則を制定

- (1) **栽培園地の申請**・・・栽培管理者は、定期的な病害虫発生調査計画や薬剤処理計画等を作成し、植物防疫所に栽培園地を申請。
- (2) **栽培管理**・・・・・・・・栽培管理者は、登録栽培園地で6ヶ月以上栽培し、計画に基づき病害虫発生調査や薬剤処理等を実施し、記録。
- (3) **モニタリング調査**・・・植物防疫所は、栽培期間中、全ての登録栽培園地を訪問、計画に基づき病害虫発生調査や薬剤処理等を実施、記録されていることを確認。
- (4) **予備調査**・・・・・・・・中国側検査官が訪日し、予備調査を実施。植物防疫官は、中国側の予備調査に同行、必要に応じ、園地管理者の栽培管理を指導。
- (5) **土壌の除去**・・・・・・・・栽培管理者(又は輸出者)は、輸出検査に先立ち、土壌を除去。
- (6) **輸出検査**・・・・・・・・栽培管理者(又は輸出者)は、植物防疫所に対し、輸出検査申請書と併せ、病害虫発生調査や薬剤処理等の記録を提出。
植物防疫官は、栽培期間中に病害虫発生調査や薬剤処理等が適切に実施されたこと、土壌及び検疫対象病害虫の付着がないことを確認し、輸出検査証明書を発給。

赤字は、栽培管理者(又は輸出者)が実施

3. 予備調査の申請 ……土なしイヌマキ……

(1) 予備調査の対象

- これまでに植物防疫所へ栽培園地登録審査を申請・登録された園地において、6ヶ月以上栽培されている樹が対象となります。
(注) 予備調査の対象として申請できるかどうかについては、植物防疫所にご相談ください。

(2) 栽培園地登録・予備調査の申請

- 最寄りの植物防疫所に対し、令和元年6月末までに、次の書類を提出してください。
 - ・栽培園地登録・予備調査申請書(栽培園地・植栽図を含む。様式1)
 - ・病虫害発生調査及び防除実施計画書(様式2)(注) 今回予定されている予備調査のみの対応。次回以降については、決まり次第案内。

(3) 病虫害発生調査及び防除実施記録書の保管

- (2)の申請をされた方は、次の書類を記録、保管し、植物防疫所がモニタリング調査で栽培園地を訪問した際に提示いただくとともに、輸出検査時に写しを提出してください。
 - ・病虫害発生調査及び防除実施記録書(様式3)(注) 今回予定されている予備調査のみの対応。次回以降については、決まり次第案内。

- ご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

4. 今後の検討事項

土付きイヌマキ

- 中国側が土付きイヌマキのリスク評価が継続検討されるよう、中国側が懸念する検疫性有害生物の感染リスクが軽減できる管理措置等の試験を実施し、まとめ次第中国側に提供。

(実施中の試験)

- ・殺線虫剤等の薬剤処理による検疫性有害生物の軽減方法の確立。
- ・土壌以外の培養資材(ピートモス、パーライト等)による検疫性有害生物が寄生しない栽培方法の確立。

土なしイヌマキ

- 予備調査を必要としない、中国側が日本側の検査措置を監査する方法(audit方式)に移行できるよう、土壌及び検疫性有害生物の付着がない検疫管理措置の実施。

令和元年 6 月

土壌を除去した中国向けイヌマキに係る栽培園地登録及び予備調査実施の申請

本年 7 月中下旬（詳細な日程は調整中）に予定されている中国側が実施する予備調査を希望する生産者や輸出者等関係者の皆様におかれましては、次のとおり植物防疫所に対して申請してください。

1. 予備調査の対象

これまでに植物防疫所へ栽培園地登録審査を申請・登録された園地において、6 ヶ月以上栽培されている樹が対象となります。

2. 栽培園地登録・予備調査の申請

最寄りの植物防疫所に対し、令和元年 6 月末までに、次の書類を提出してください。

- ・栽培園地登録・予備調査申請書（栽培園地・植栽図を含む。様式 1）
- ・病虫害発生調査及び防除実施計画書（様式 2）

（注）今回予定されている予備調査のみの対応。次回以降については、決まり次第案内。

3. 病虫害発生調査及び防除実施記録書の保管

2 の申請をされた方は、次の書類を記録、保管し、植物防疫所がモニタリング調査で栽培園地を訪問した際に提示いただくとともに、輸出検査時に写しを提出してください。

- ・病虫害発生調査及び防除実施記録書（様式 3）

（注）今回予定されている予備調査のみの対応。次回以降については、決まり次第案内。

4. ご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

(様式1)

栽培園地登録・予備調査申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

住 所
氏 名 印

以下のとおり栽培園地登録及び予備調査を申請します。

栽培園地の 名称又は番 号	栽培園地 の所在地	管理責任 者氏名	栽培 面積 (a)	栽培数 (本)	植え付け 年月	個体 番号	備考

備考：1 栽培園地の位置図、イヌマキの列植図、園地管理計画及び病害虫防除計画を示す資料を添付すること。

2 氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

